

【青葉区】会計年度任用職員（保育所保育士（保育担当））令和7年度募集案内（令和7年6月1日採用）

1 応募資格

次のすべての要件を満たす方

- (1) 保育士の登録を受けていること、又は任用開始日までに登録される見込みであること。
（神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。）
- (2) 地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。
- (3) 令和7年4月1日現在、中学校卒業以上であること。

2 職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

- ① 保育時間内の保育業務
- ② その他保育園運営に必要な業務
- ③ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務場所	美しが丘保育園 (美しが丘 2-2-1)	すすき野保育園 (すすき野 2-8-6)	荏田保育園 (荏田北 2-11-40)	奈良保育園 (奈良町 1843-1)
勤務日	ローテーション制による月～土曜日のうち週5日勤務（週30時間勤務） 休日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除く			
勤務時間	次の各勤務時間のローテーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 6：50～13：50 ・ 7：00～14：00 ・ 7：20～14：20 ・ 7：30～14：30 ・ 7：45～14：45 ・ 8：00～15：00 ・ 8：30～15：30 ・ 9：00～16：00 ・ 10：30～17：30 ・ 11：00～18：00 ・ 11：30～18：30 ・ 11：40～18：40 ・ 12：00～19：00 ・ 12：10～19：10 ※休憩時間（1時間）を含む。			
給与	月額 207,400 円 ※令和7年1月時点の金額です。制度改正等により、今後変更になる場合があります。 期末手当、勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給			
休暇	年次休暇、夏季休暇等			
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入			

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第 22 条の 2 に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大 4 回))

3 募集期間

令和 7 年 3 月 19 日から 4 月 15 日まで

4 募集人員

美しが丘保育園 : 1 名

すすき野保育園 : 2 名

荏田保育園 : 4 名

奈良保育園 : 1 名

5 応募方法

次の必要書類を、青葉区こども家庭支援課に提出してください。(郵送または持参)

提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※郵送提出の場合は、令和 7 年 4 月 15 日 (火) 必着

※持参の場合は青葉区役所の平日開庁時間内の受付 (月曜日から金曜日、午前 8 時 45 分から午後 5 時まで (休日を除く))

(1) 会計年度任用職員申込書兼履歴書 (第 1 号様式) ※ご希望の園名を () 内にご記入ください。

(2) 保育士証の写し

(任用開始日までに保育士登録見込みの方については、登録後に提出してください。なお、選考に合格しても、保育士登録ができなかった場合には採用することができません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。)

(3) 返信用封筒 (定型サイズの封筒に 110 円切手を貼付し、表面に申込者の郵便番号・住所・氏名をご記入ください)

6 選考方法等

(1) 選考方法

面接選考

(2) 日時等

令和 7 年 4 月 21 日 (月) から 4 月 23 日 (水) までのいずれかで実施予定 (面接日時については、別途お電話で連絡します。)

(3) 面接会場

指定する日時に青葉区役所 2 階 37 番こども家庭支援課へお越しください。

7 合否決定及び採用・不採用通知

令和 7 年 5 月 15 日 (木) 以降に結果を郵送にて通知予定 (合格内定者には別途電話で連絡します。)

8 健康診断の受診

採用内定者は、採用内定後に健康診断を実施予定です。

9 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

10 その他

- (1) 令和7年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。
- (2) 任用にあたっては、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第1項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

11 申込・問合せ先

〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町 31-4

横浜市青葉区こども家庭支援課こども家庭係（区役所2階37番窓口）

会計年度任用職員採用担当 電話：045-978-2459